



## あなたも年金受給者に

### 特別納付は今月末まで

#### 保険料の納め忘れは

国民年金の保険料は、通常一年を過ぎると時効によって納めることができなくなり、今月末までに限り、特別に昭和二十六年へさかのぼって過去の未納期間分を一カ月九百円で納めることができます(特別納付)。

これまで保険料を納めた期間と免除を受けた期間および今後六十歳に達するまでの期間を合せて、左表の納付期間の上の段の年数に足りなくなる人は、ぜひこの機会に納め忘れの保険料を納めて、年金の受給権を確保してください。

#### 加入もれの人も

なんらかの事情で国民年金へ加入されていなかった人(強制未加入者)も、いますぐ加入の手続きをとり、さかのぼって納めてください。

年老いてから有利な年金が受けられないだけでなく、若いとき納めるべきものを納めなかったという負い目を感じないようにしましょう。

#### 高齢者はこんなに有利

左表で見られるように、例えば明治四十四年四月二日生まれの人から加入し十年間の特別保険料十萬八千円を納めると、来年四月に六十五歳に達し二十一萬二千五百円の老齢年金をもらうことができます。

また、現在六十歳の人が最低必要期間の十年分の未納保険料を納め、すぐに老齢年金の支給を希望して繰上げ請求された場合の年金額は十萬二千二百円です。一年余りで保険料は返ってくる勘定になります。

あとは長生きされるほど多くの年金がもらえることとなります。

#### 三十五歳以上の人は要注意

年金をもらえる資格がない人を救うため特別の制度があります。特に現在三十五歳以上の人は、今後六十歳まで保険料をすべて納めても過去の全期間が未納であれば、老齢年金を受けることができます。

三十五歳以上の人は過去の納付状況などを再確認してください。

#### 老齢福祉年金は

国民年金に入らないで七十歳以上の人がもらっている老齢福祉年金は、明治四十四年四月一日より

前に生まれた人に限られます。それから後に生まれた人は、国民年金に加入し保険料を納めなければ原則として年金はもらえません。

#### 特別納付の活用を

特別納付は、国民年金の強制加入期間に限られますが、次のような人も特別納付を活用してください。

▼サラリーマンの奥さんの結婚前の期間  
いま、夫がほかの公的年金に入っていて任意加入者となっている人でも、結婚前に国民年金の強制加入者であり、その期間に保険料の未納があれば、特別納付によって、より高額の年金を受けることができます。

▼公的年金加入者の過去の国民年金期間  
国民年金以外の公的年金に入っている人も、以前に国民年金の強制加入者であり、その期間に未納期間があれば、特別納付することができます。

国民年金の納付期間が一年以上

支給開始年齢 納付期間 生年月日	65歳	繰上げ支給				
		64歳 (89%)	63歳 (80%)	62歳 (72%)	61歳 (65%)	60歳 (58%)
明治44. 4. 2	10年 10	円 212,250	円 188,903	円 169,800		
〃 45. 4. 2	10 11	200,674 220,740	178,600 196,459	160,540 176,592	144,486 158,933	
大正2. 4. 2	10 12	191,025 229,230	170,013 204,015	152,820 183,384	137,538 165,046	124,167 149,000
〃 3. 4. 2	10 13	182,862 237,720	162,748 211,571	146,290 190,176	131,661 171,159	118,861 154,518
〃 4. 4. 2	10 14	175,865 246,210	156,520 219,127	140,692 196,968	126,623 177,272	114,312 160,037
〃 5. 4. 2	11 15	186,780 254,700	166,235 226,683	149,424 203,760	134,482 183,384	121,407 165,555
〃 6. 4. 2	12 16	197,393 263,190	175,680 234,240	157,915 210,552	142,123 189,497	128,306 171,074
〃 7. 4. 2	13 17	207,756 271,680	184,903 241,796	166,205 217,344	149,585 195,610	135,042 176,592
〃 8. 4. 2	14 18	217,910 280,170	193,940 249,352	174,328 224,136	156,896 201,723	141,642 182,111
〃 9. 4. 2	15 19	227,890 288,660	202,823 256,908	182,312 230,928	164,081 207,836	148,129 187,629
〃 10. 4. 2	16 20	237,720 297,150	211,571 264,464	190,176 237,720	171,159 213,948	154,518 193,148
〃 15. 4. 2	21 25	285,264 339,600	253,885 302,244	228,212 271,680	205,391 244,512	185,422 220,740
昭和5. 4. 2	25 29	339,600 393,936	302,244 350,604	271,680 315,149	244,512 283,634	220,740 256,059
〃 16. 4. 2	25 40	339,600 543,360	302,244 483,590	271,680 434,688	244,512 391,220	220,740 315,149
5年年金		135,840	昭和50年10月から 156,000円			

#### 上の表の納付期間の見方

納付期間の上の欄は、老齢年金を受けるために最低必要な年数。下の欄は六十歳になるまでの年数です。

#### 支給開始の年令

老齢年金は六十五歳からもらえることになっています。しかし、身体が弱いなどの理由で、早くもらいたい人は、六十歳からでももらえます。このときの年金額はもらうときの年齢によって減額された年金額となります。繰上げ支給の欄にかいてあるパーセントがそれです。この減額の割合は一生変わりません。

#### 老齢年金額

上の欄の金額は、最低必要年数を納めたときの年金額。下の欄の

年金額は六十歳まで完納したときの年金額です。

この表は、上の欄、下の欄ともに保険料を納めたものとして計算されていますので、保険料の免除を受けた期間の年金額は三分の一となります。

そこで、保険期間のある人はさかのぼって十年以内の期間分を、その当時の安い保険料で追納できることになっています。

#### 未納期間があると

##### 不利です

例えば、明治四十五年四月二日生れの人で一年未納期間があると、年金額は二万円の差ができます。特別納付保険料は、一年一万八千円です。